

3月11日

観て・食べて・体験して 「農大マルシェ」初開催



上州富岡駅前や城町ポケットパーク、富岡公民館の3カ所で、地域資源を生かした東京農業大学発の製品を紹介する「農大マルシェ」を開催。同大学の学生たちは、桑やシルクタンパクを使用した製品を紹介しながら、たくさんの人と交流していました。

弓馬術礼法小笠原流群馬同門会による神社奉納、小笠原流墓目の儀・大式的が、一之宮貫前神社で行われました。墓目の儀は、射った矢が風を切り、音を発することで魔障を退散させる儀式です。古来の儀式をひと目見るために集まった観衆は、射られるために集まった観衆と的に当たるのを見守っていました。



3月4日

貫前神社で古来の儀式 墓目の儀・大式的

2月26日

地方創生に関する包括連携協定を締結 あいおいニッセイ同和損害保険(株)

市とあいおいニッセイ同和損害保険(株)との間で、「地方創生に関する包括連携協定」を締結しました。

協定内容 暮らしの安全・安心、防災・災害対策、観光振興、産業振興、農業振興、子育て支援、少子化対策、高齢者支援などに関して相互に連携協力を図る。



3月15日

明治を振り返り、 未来につなげるシンポジウム

富岡製糸場東置繭所で、「明治150年記念 絹のまち広域連携プロジェクトシンポジウム〜富岡製糸場から繋がる絹産業の未来〜」を開催しました。全国から集まった150人の参加者に、富岡製糸場から全国へと広がった、人や生糸生産の技術革新、明治の絹産業遺産などを活用した新たな取り組みなどを発信しました。



2月25日

文学作品の創作を奨励 文学祭を開催



第27回富岡市文学祭を生涯学習センターで行いました。俳句・短歌・詩の応募総数6,707点、3,939人の中から各部門の優秀賞・入選が選ばれ、計166人を表彰しました。講演会では、詩人の宮前利保子さん(写真)が「キラリとひかることばを」と題して講演を行い、「五感と心を入れると、いきいきとした作品になる」と語りました。



富岡市手話言語条例制定 (4月1日施行)

市は、手話が言語であることを位置づける「手話言語条例」を制定しました。

手話が言語であることを認識し、行政をはじめ、市民や事業者に対する手話の普及と理解促進を深め、聴覚障害者が手話を使いやすい環境にするための取り組みを行い、聞こえる人・聞こえない人がお互いの個性や人格を尊重し、共に助け合い、安心して暮らすことのできる社会を目指します。

●本条例のパンフレットを、5月に全戸配布します。詳しくは、福祉課(☎内線1139)へお問い合わせください。

手話とは

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

聴覚障害者とは

耳の不自由な人のことをいいます。聞こえの程度は人さまざまで、少し大きな音なら聞き取れる人、補聴器を使用すれば聞き取れる人、音は聞こえても言葉までは聞き取れない人などがいます。「ろう者」「難聴者」「中途失聴者」など、聴力の程度や聴力を失った時期などによって言い方が違ってきます。聴覚に障害がある人の全てが手話をするとは限りません。

手話を学びませんか

手話奉仕員養成講座

(入門課程・基礎課程)

▷入門課程 (全23回)

日時 6月～11月の毎週木曜日、
午後7時～9時

対象者 手話未経験者。市内在住・在勤・在学の高校生以上で、手話に興味がある人
※ただし、高校生は、保護者の同意書(福祉課にあります)が必要です。

▷基礎課程 (全30回)

日時 5月～11月の毎週火曜日、
午後7時～9時

対象者 入門課程修了者

◎共通事項

会場 あい愛プラザ2階会議室
講師 ▷県認定手話通訳者協会員
▷市聴覚障害者福祉協会員

受講料 無料(教材費の一部負担あり)

申し込み 4月20日(金)までに、希望課程、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、勤務地(通学地)を記入の上、はがきで福祉課(〒370-2392(住所不要))へ。

※都合により、日程や会場が変更になることがあります。



◎手話奉仕員とは

手話を必要とする人に、日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援をする人のことです。

【活動例】▷地域で会った時に、手話であいさつや世間話をする。

▷防災訓練の時に声を掛け合う など。

民生委員・児童委員が交代

藤木(小野民協)の民生委員・児童委員が交代しました。福祉、介護、子育てのことなど、お気軽にご相談ください。

新委員氏名 白石勝美さん(☎63)4620)
問い合わせ ▷福祉課(☎内線1132)
▽社会福祉協議会(☎70)2232

